

○慢性疾病児童等地域支援協議会条例

平成二十七年三月二十五日

宮城県条例第三十四号

慢性疾病児童等地域支援協議会条例をここに公布する。

慢性疾病児童等地域支援協議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾病児童等その他の長期にわたり療養を必要とする疾病にかかっている児童等（同条第一項に規定する児童等をいう。）（以下「慢性疾病児童等」という。）に対する地域における支援に関する重要事項を審議するため、宮城県慢性疾病児童等地域支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織等)

第二条 協議会は、委員十三人以内で組織する。

- 2 委員は、慢性疾病児童等の家族その他の関係者、医療従事者、慢性疾病児童等の自立の支援に関する事業に従事する者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席

を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略